

おおいた子育てほっとクーポンについて (お知らせ)

佐伯市では、子育て支援サービスの利用を通じ、子育て世帯の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るため、就学前のお子さんがいるご家庭を対象に「おおいた子育てほっとクーポン」を配布します。

10月1日（木）から利用開始です。

クーポンの額

対象となる児童1人につき 10,000円（500円券×20枚）

クーポンの種類と対象者

①「おおいた子育てほっとクーポン・プラス+」（27年度限定発行）

平成27年5月1日時点で佐伯市に住所を有する未就学の子ども
（平成21年4月2日から平成27年3月31日までに生まれた子ども）
を持つ保護者

●有効期限 平成30年3月31日



②「おおいた子育てほっとクーポン」（出生時発行）

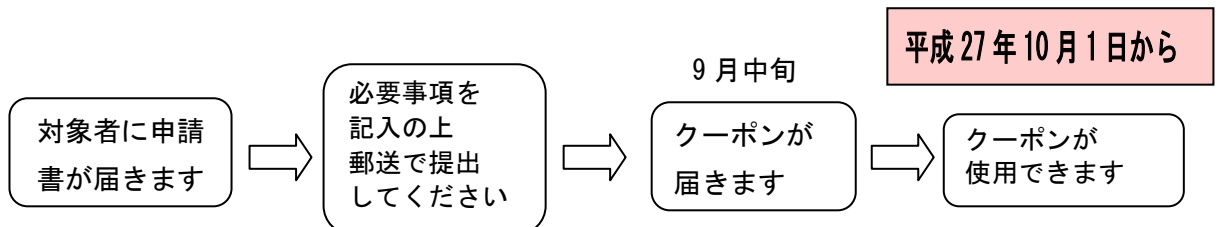
平成27年4月1日以降に生まれた子どもを持つ保護者

●有効期限 満3歳の誕生日の前日



※クーポンは、交付の対象となる子どもの兄弟姉妹も利用可

クーポン使用までの流れ



申請締切は12月31日（木）
消印有効



早めの申請を
お願いします

クーポンを利用できるサービス

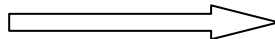
- インフルエンザ予防接種料
- 歯のフッ化物塗布の費用
- 保育所での一時預かり事業の利用料
- 病児・病後児保育事業の利用料、食事代
- ファミリー・サポート・センター事業の利用料
- 子育て支援拠点、子育てサロンの実費負担分
- 障がい児通所支援事業の個人負担分

※インフルエンザの予防接種と歯のフッ化物塗布に関しては佐伯市以外の医療機関でも利用できます。
その際は、一度実費を支払い、その後佐伯市に直接請求して下さい。

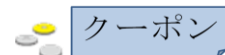
※利用できるサービス機関の詳細はクーポン交付時にお知らせします。

クーポンの使い方

サービスを利用する



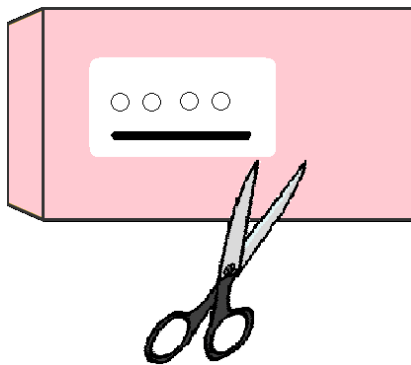
料金をクーポンで支払う
(差額は現金で支払う)



おつりは、出ません

サービス提供機関に現金を支払い
後日、佐伯市へ請求もできます
(領収書とクーポンが必要)

クーポンの申請方法



申請書

Application form with horizontal lines and a small box containing four circles.



返信用封筒

必要事項を記入の上、申請書に封筒のバーコードを貼ってください

申請締切は 12月31日(木) 消印有効です

お問い合わせ

佐伯市こども福祉課

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号
電話 (0972) 22-3972 FAX (0972) 23-6002
E-mail jidoukatei@city.saiki.lg.jp

